

# 国税不服審判所の使命と半世紀の歩み

— 半世紀 変わらぬ使命 これからも —

1

国税不服審判所

# 目次

---

- 1 国税不服審判所の概要 . . . . . P 3
- 2 国税不服審判所の歩み . . . . . P 11
- 3 審査請求の状況 . . . . . P 19

# 国税不服審判所の設立（沿革）（1）

## 昭和25年 「協議団」の設置

- シヤウプ勧告に基づき、税務署等の執行機関とは別に、第三者的、客観的立場で公平に審理するための機関として設置される



### 肯定的な意見

- 納税者の正当な権利利益の救済を通じ、我が国の申告納税制度の定着とその発展に大きく貢献

### 批判的な意見

- 納税者に納得のいく裁決がされない
- 国税庁長官通達に拘束される



## 国税不服審判所の設立（沿革）（2）

### 税制調査会答申（昭和43年7月）

- 協議団に代わる新しい審理・裁決機構としての「国税不服審判所」を国税庁の附属機関として設けること、及びその他不服申立ての手續等に関する所要の改善措置を行うことが適当である



昭和45年  
国税通則法の改正により  
「国税不服審判所」  
が設立



## 国税不服審判所の任務・性格

---

- ▶ 国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う機関
- ▶ 国税庁の「特別の機関」（財務省設置法第22条）
  - ※ 国税不服審判所は検察庁や海難審判所とともに、司法機能と関係する機能若しくは準司法機能又はこれと関係する機能を有するために、高度の独立性を有している機関と位置付けられている。

# 国税不服審判所の権限

---

- ▶ 裁決権を持つ
  - ⇒ 前身の協議団との最大の相違点
- ▶ 国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されない
  - ⇒ ただし、行政の統一性確保の観点から一定の調整が必要
- ▶ 裁決は関係行政庁を拘束する行政部内の最終判断
  - ⇒ 原処分庁：裁決に不服があっても出訴できない
  - ⇒ 審査請求人：不利益に変更されることはない

## 国税不服審判所の使命

---

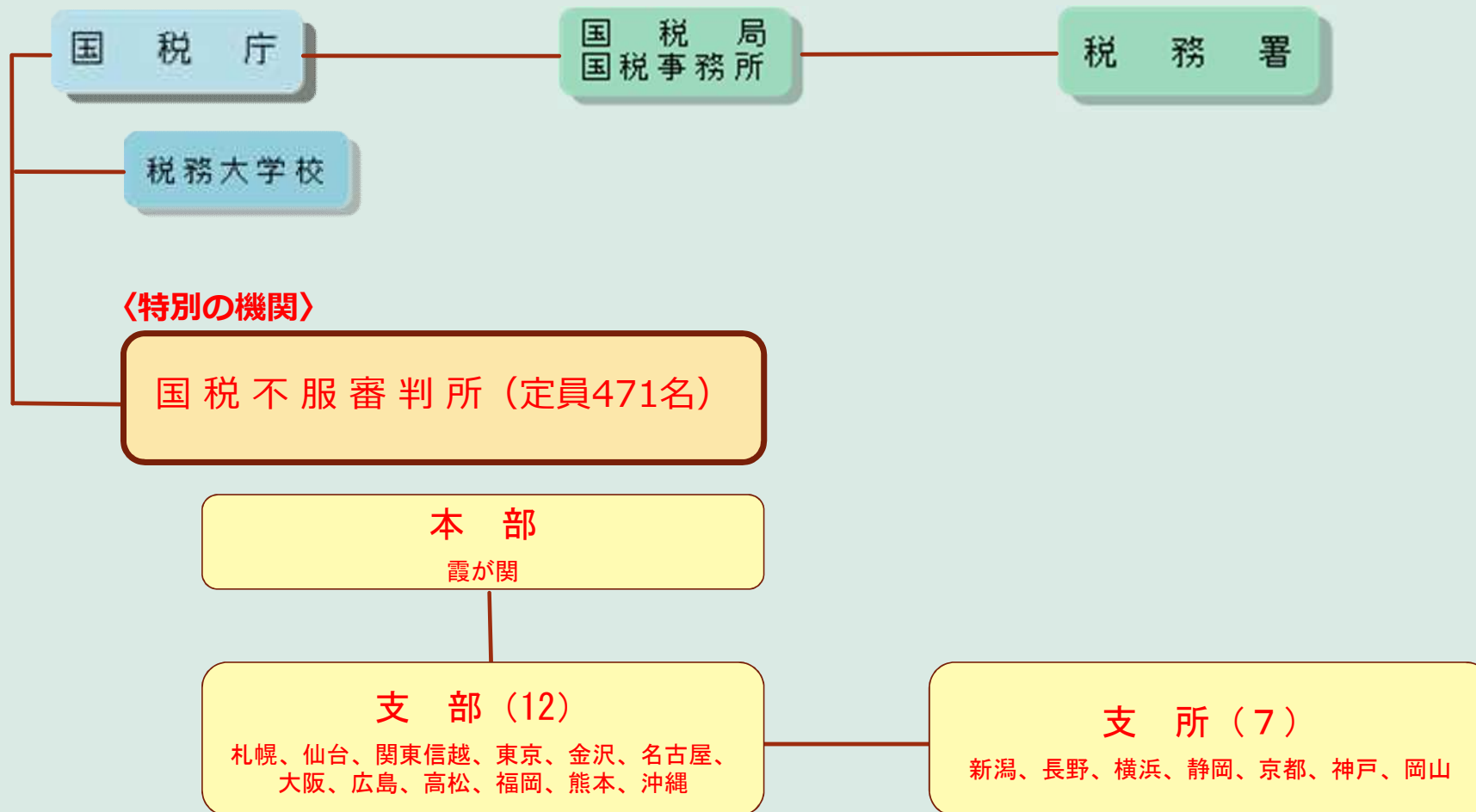
税務行政部内における公正な第三者的機関として

適正かつ迅速な事件処理を通じて

- 納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに
- 税務行政の適正な運営の確保に資すること

を使命とする

# 国税不服審判所の組織





# 中立性・独立性に配慮した人事

---

## 1 本部 国税不服審判所長

- 長官任命（大臣の承認を受けて）
- 裁判官から任用

## 2 支部 首席国税審判官

- 検察官から任用・・・東京支部
- 裁判官から任用・・・大阪支部

## 3 国税審判官

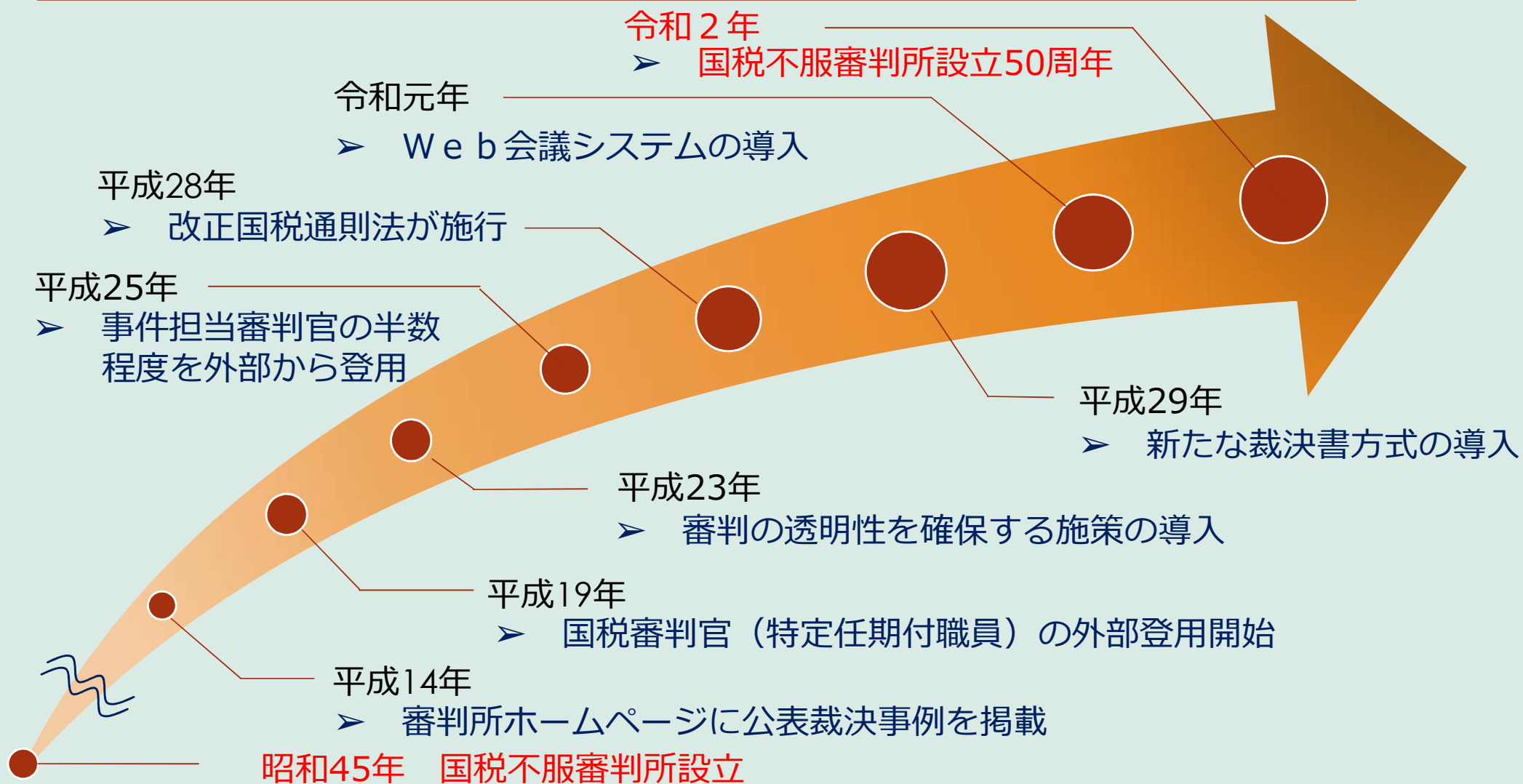
- 事件を担当する国税審判官の半数程度（50名）を民間専門家から任用  
⇒専門知識を事件処理に活用
- 法令解釈の適正性等の審査を担当する国税審判官に裁判官・検察官から任用  
⇒大規模5支部（関信、東京、名古屋、大阪、広島）に配置

## 適正かつ迅速な事件処理のための基本方針

---

- ➡ ①争点主義的運営：争いとなっている点（争点）に主眼を置いた職権調査及び審理の実施
- ➡ ②合議の充実：3名以上の国税審判官等で構成する合議体の議決に基づき裁決
- ➡ ③納得の得られる裁決書の作成

# 国税不服審判所の歩み



# 裁決事例の公表の充実

## 税制調査会答申（昭和43年7月）

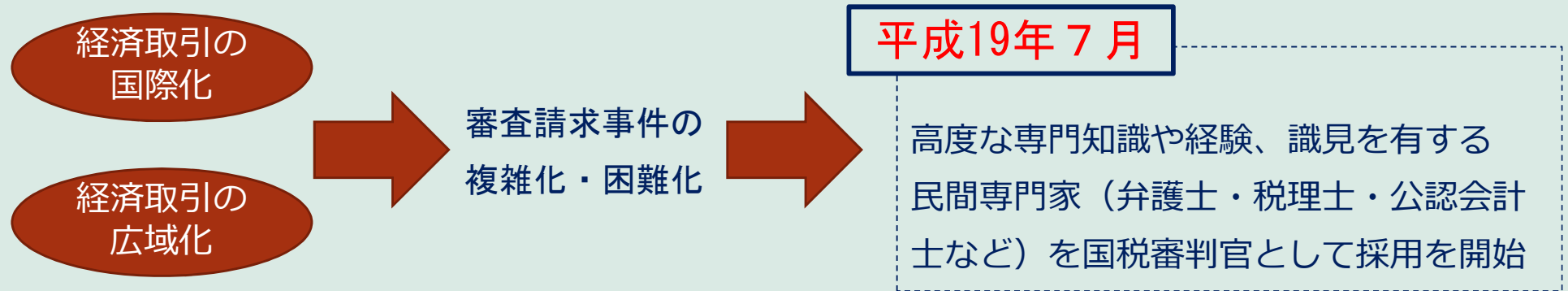
- 国税不服審判所の裁決結果は、原則として非公開とするが、先例となるような裁決  
その他国税不服審判所長が必要と認める裁決については、公開することを考慮する



国税不服審判所HP（<https://www.kfs.go.jp>）にて公開

平成23年分	1月～3月分 (裁決事例集No.82)	23件	4月～6月分 (裁決事例集No.83)	29件
	7月～9月分 (裁決事例集No.84)	18件	10月～12月分 (裁決事例集No.85)	22件
平成24年分	1月～3月分 (裁決事例集No.86)	27件	4月～6月分 (裁決事例集No.87)	24件
	7月～9月分 (裁決事例集No.88)	20件	10月～12月分 (裁決事例集No.89)	22件
平成25年分	1月～3月分 (裁決事例集No.90)	16件	4月～6月分 (裁決事例集No.91)	16件
	7月～9月分 (裁決事例集No.92)	21件	10月～12月分 (裁決事例集No.93)	16件
平成26年分	1月～3月分 (裁決事例集No.94)	10件	4月～6月分 (裁決事例集No.95)	16件
	7月～9月分 (裁決事例集No.96)	10件	10月～12月分 (裁決事例集No.97)	14件
平成27年分	1月～3月分 (裁決事例集No.98)	6件	4月～6月分 (裁決事例集No.99)	17件
	7月～9月分 (裁決事例集No.100)	9件	10月～12月分 (裁決事例集No.101)	9件
平成28年分	1月～3月分 (裁決事例集No.102)	17件	4月～6月分 (裁決事例集No.103)	16件
	7月～9月分 (裁決事例集No.104)	12件	10月～12月分 (裁決事例集No.105)	9件

# 国税審判官への外部登用（1）



## 平成23年度税制改正大綱

- 国税不服審判所における審理の中立性・公正性を向上させる観点から、今後、国税審判官への外部登用を以下のとおり拡大することとし、その方針及び工程表を公表します。
  - ① 民間からの公募により、**年15名程度採用**します
  - ② 3年後の平成25年までに50名程度を民間から任用することにより、**事件を担当する国税審判官の半数程度を外部登用者**とします

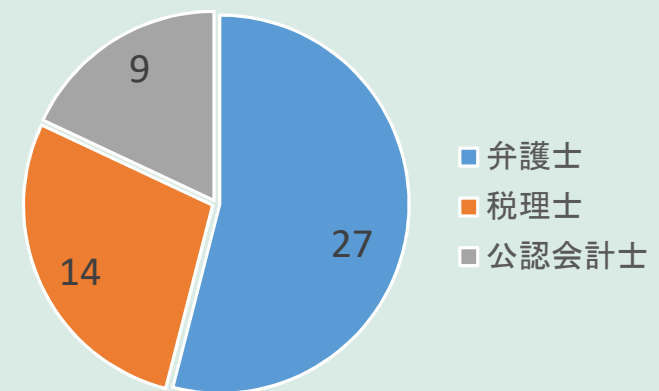
## 国税審判官への外部登用（2）

《直近の採用状況》

採用年度	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
応募者数	96	86	93	97	98
採用者数	17	15	16	15	16

- 令和2年7月に**16名**の民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として採用（弁護士9名・税理士4名・公認会計士3名）

R2/7/10時点の在職割合



## 審判の透明性の確保

---

- 「審理の状況・予定表」の交付
- 「争点の確認表」の交付
- 同席主張説明の実施

# 国税不服申立制度の改正の概要(1)

---

使いやすさの向上（利便性の向上）の観点から

- 不服申立前置の見直し  
全ての処分について直接審査請求が可能に
- 不服申立期間の延長  
2か月以内 ⇒ 3か月以内
- 標準審理期間の設定  
1年と設定
- 審理手続の計画的進行  
審理関係人（審査請求人、参加人及び原処分庁）と  
担当審判官は相互に協力する



## 国税不服申立制度の改正の概要(2)

### 公正性の向上（審理の見える化）の観点から

#### ➤ 証拠物件の閲覧対象の拡大・謄写の導入

審理関係人は、審理関係人が任意で提出した物件のほか、担当審判官が職権で収集した物件についても、閲覧及び謄写を請求することができる

（改正前）原処分庁が任意提出した物件に限り、審査請求人及び参加人による閲覧請求のみ可能

#### ➤ 審査請求人の原処分庁に対する質問権の創設

口頭意見陳述の申立てをした審査請求人又は参加人は、口頭意見陳述の場において、担当審判官の許可を得て、原処分庁に質問をすることができる

（改正前）口頭で意見を述べることのみ可能

# I C Tの利活用

---

## ▶ e-Taxによる審査請求（平成16年～）

審査請求書及び反論書（いずれも添付する資料を含む）のほか、様々な申請書等をe-Taxで提出することが可能

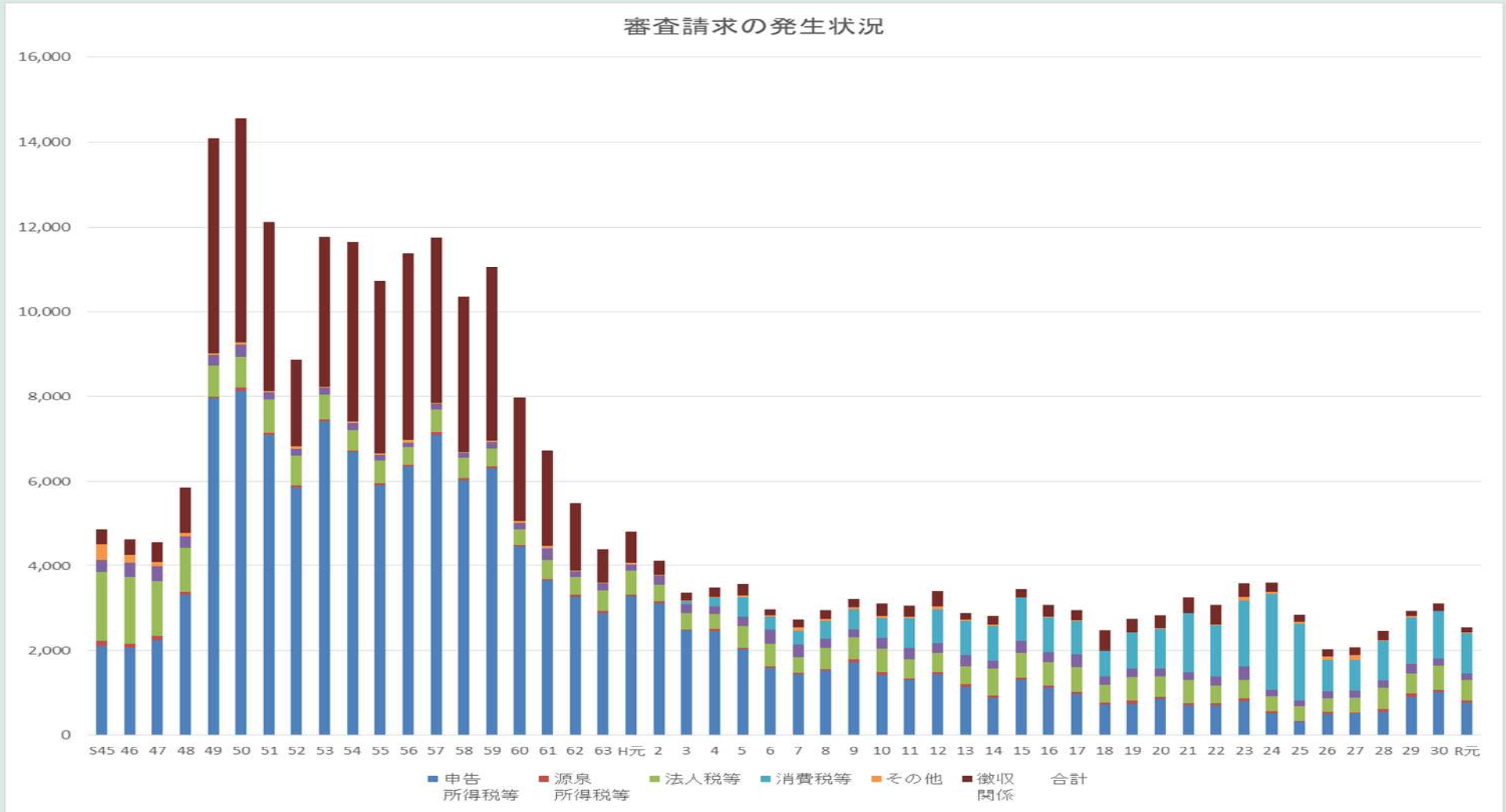
（例：閲覧申請書、代理人の選任届出書、口頭意見陳述の申立書など）

## ▶ W e b 会議システムの活用

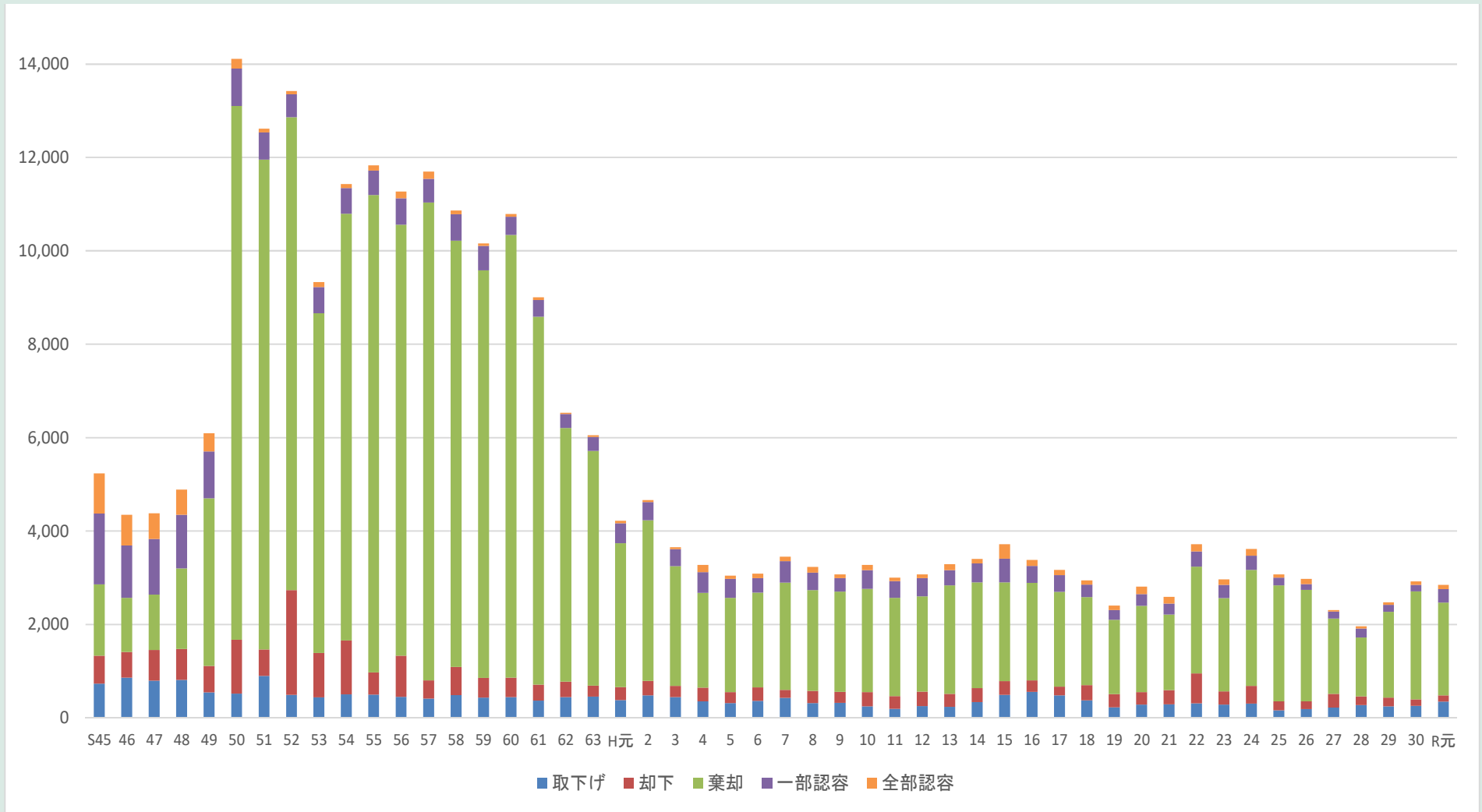
➤ 会議、研修、合議等について、審判所本部・支部間でW e b 会議システムを活用（令和元事務年度～）

➤ 令和2年度税制改正により、W e b 会議システムを利用して口頭意見陳述を実施することが可能に（令和3年1月1日以後にされる審査請求から適用）

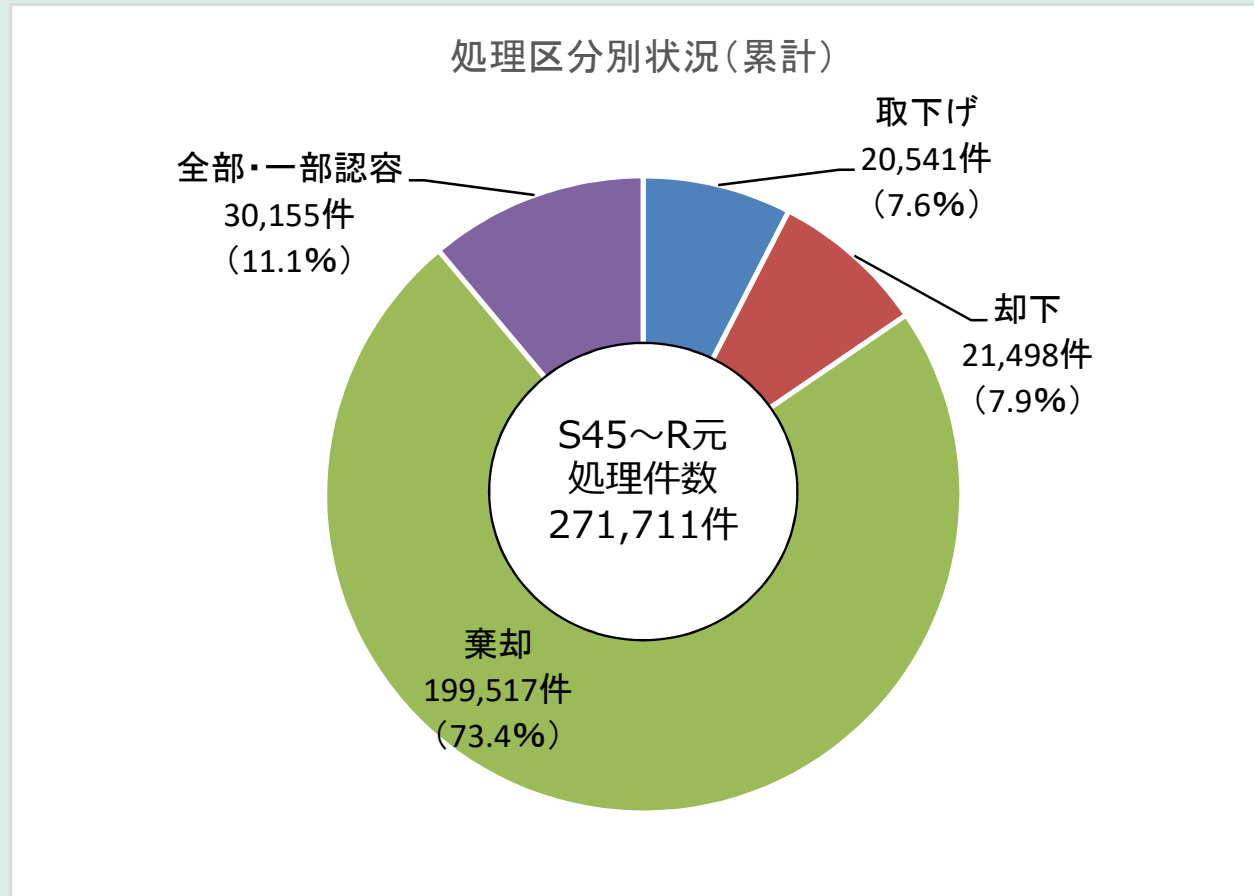
# 審査請求の発生状況



# 審査請求の処理状況



# 審査請求の処理状況



# 最後に

---



ご清聴ありがとうございました